

# 大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震災害、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の社会貢献（ボランティア）活動の一環として行う被害状況調査（以下「調査」という）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）が、大規模災害時に被害を受けた場合において、被害状況の速やかな把握を目的とし、甲が乙に対し支援協力を求めるに当たり、必要な基本的事項を定める。

## （対象となる大規模災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された鹿児島県地域防災計画に基づき、鹿児島県災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で、甲が乙の支援協力を必要であると認めた場合

## （支援協力の内容）

第3条 甲が乙に対し支援協力を要請する調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被災情報の収集及び甲に対する報告
  - ア 公共土木施設等の被災状況の目視等による調査
  - イ 公共土木施設等の被災状況の写真撮影
  - ウ 公共土木施設等の被災状況の概略図の作成
- (2) 費用を伴わない範囲での技術的助言

## （支援協力の要請）

第4条 甲は、前条の支援協力を要請する必要があると認めたときは、乙に対して、書面により協力を要請することができる。

## （調査の実施及び報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾後、直ちに調査を実施する者を選定し、甲に報告するとともに、速やかに被害箇所の調査を実施し、その調査結果を甲に報告するものとする。

## （経費の負担）

第6条 調査の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(調査の連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく調査の連絡体制を定めるものとする。  
2 前項の連絡体制を定めた場合又はこれを変更した場合、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて調査に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者を雇用する乙の会員の責任において行うものとする。

(実施要領)

第9条 この協定に基づく調査の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月17日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿 児 島 県  
鹿児島県知事 伊 藤 祐一郎

乙 鹿児島市真砂町48番1号  
社団法人鹿児島県測量設計業協会  
会 長 福 田 光 一